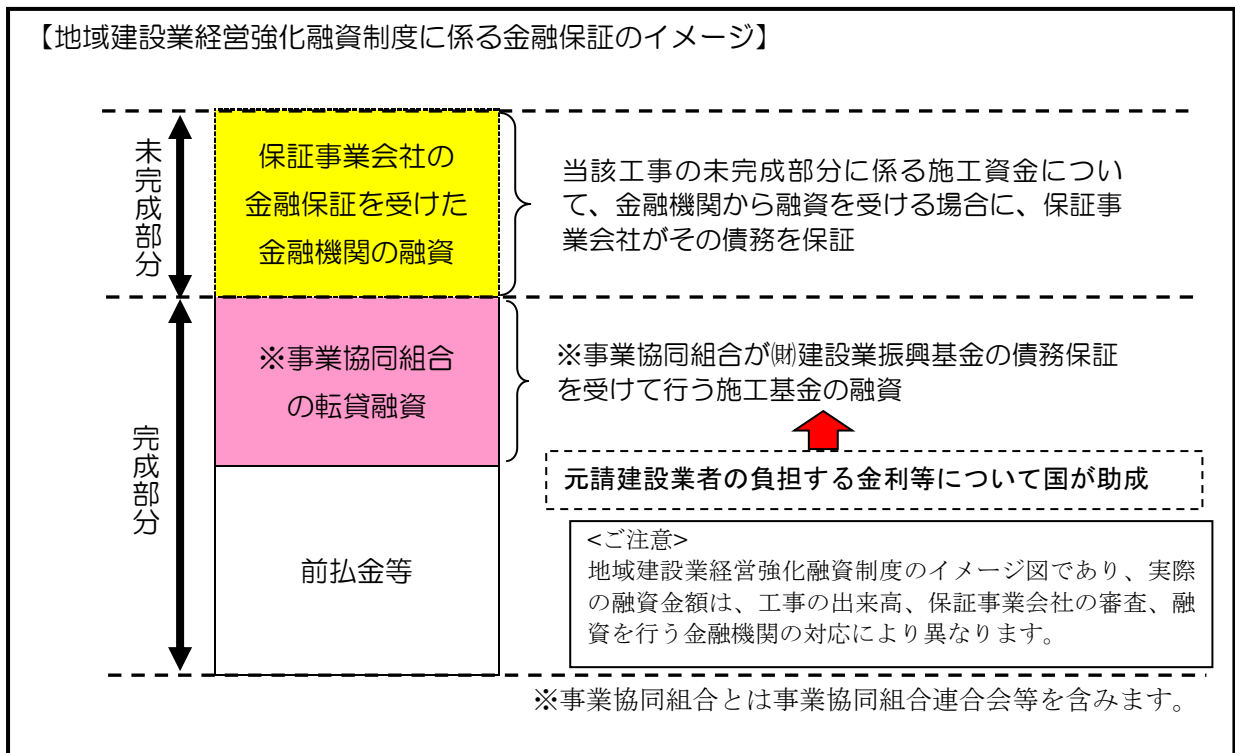


地域建設業経営強化融資制度の活用について

1 地域建設業経営強化融資制度とは

この制度は、中小・中堅元請建設業者が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設業における金融の円滑化を推進することを目的として、国土交通省が平成20年11月に創設したものです。

なお、中小・中堅元請建設業者が地域建設業経営強化融資制度による融資を希望する場合、明石市又は明石市水道部（以下「本市」という。）から債権譲渡の承諾を得て、本市と契約している工事の請負代金債権を債権譲渡先に譲渡し、これを担保に債権譲渡先又は金融機関から以下のような融資を受けることができます。



2 対象となる建設業者

本制度の対象となる建設業者は、本市発注の建設工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者）とします。

3 対象となる工事（債権譲渡の対象債権）

本市が発注する建設工事を対象とします。

ただし、以下のいずれかに該当する工事については対象外とします。

- ①低入札価格調査の対象となった工事
- ②債務負担行為に係る工事（最終年度で年度内終了見込工事を除く）

- ③繰越工事（前年度からの繰越工事で年度内終了見込み工事を除く）
- ④付帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- ⑤履行保証を付したもののうち、本市が役務保証を必要とする工事
- ⑥その他、建設業者の施工能力に疑義が生じている等、特別な理由がある工事

4 本市が債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高（債務負担行為等の複数年にまたがる工事にあつては、最終年度の出来高）が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とします。

なお、承諾にあたっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書の受領をもって足りることとします。（出来高の査定ではない。）

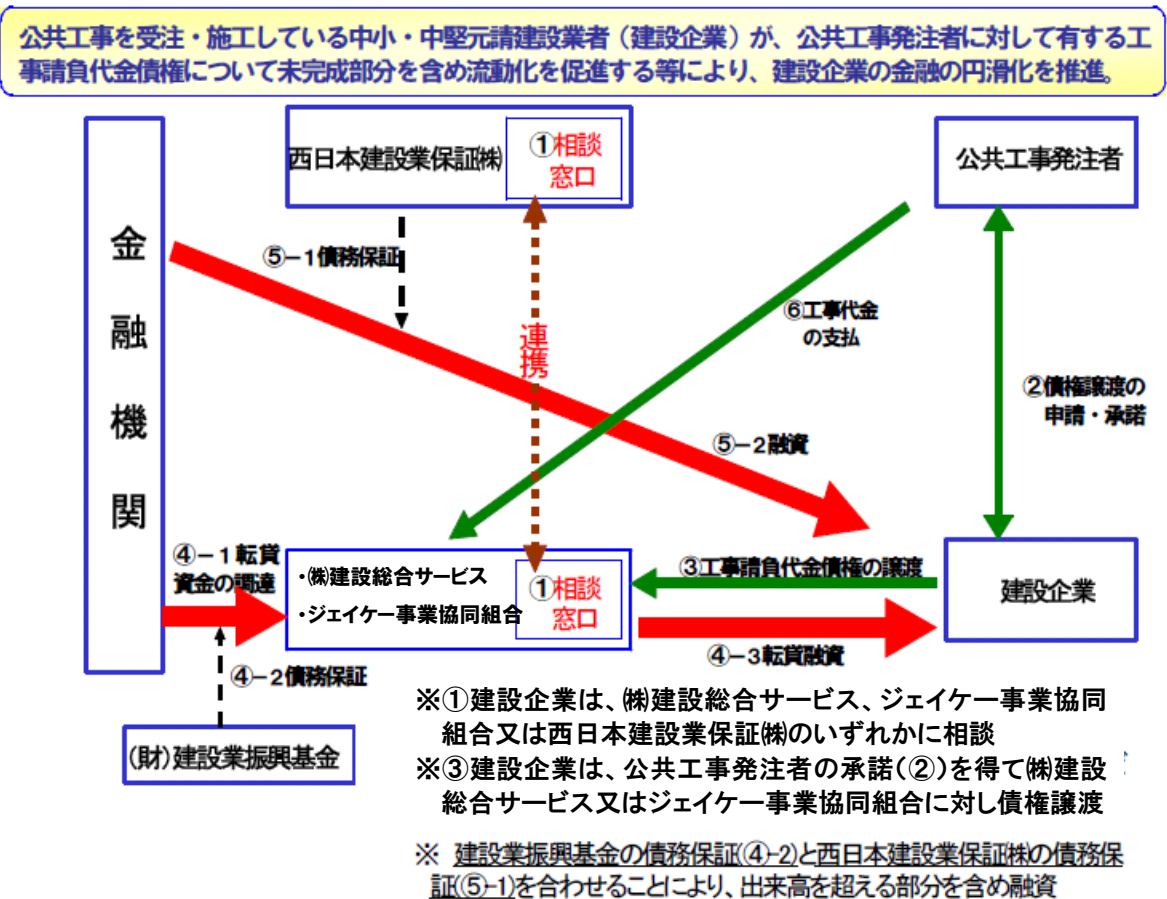
5 債権譲渡先

債権譲渡先は、(株)建設総合サービス又はジェイケー事業協同組合とします。

○株式会社建設総合サービス（西日本建設業保証株の100%出資会社）
 住所 大阪市西区立売堀2丁目1番2号
 TEL 06-6543-2848
 URL <http://wingbeat.net/wingbeat/free/service.asp>

○ジェイケー事業協同組合大阪事務所
 住所 大阪市淀川区西中島4丁目11番21号
 TEL 06-6303-7887
 URL <http://www.jknet.jp/>

6 手続きの流れ



- ①本市発注の建設工事を受注している・施工している中小・中堅元請建設業者（以下、「元請建設業者」という。）は、(株)建設総合サービス、ジェイケー事業協同組合又は西日本建設業保証(株)のいずれかに融資の相談を行う。
- ②元請建設業者は、公共工事発注者（本市）に対して(株)建設総合サービス又はジェイケー事業協同組合への工事請負代金債権の譲渡の承認を申請する。
- ③元請建設業者は、公共工事発注者（本市）の承諾を得て、工事請負代金債権を(株)建設総合サービス又はジェイケー事業協同組合に譲渡する。
- ④当該工事請負代金債権を担保として、(株)建設総合サービス又はジェイケー事業協同組合が元請建設業者に対して当該工事の出来高の範囲内に係る融資を行う。（債権譲渡先が融資を行うに当たって金融機関から借り入れる転貸融資資金については、(財)建設業振興基金が債務保証を行う。）
- ⑤当該工事の未完成部分に係る融資については、西日本建設業保証(株)が債務保証する範囲内（当該公共工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、部分払金及び(株)建設総合サービス又はジェイケー事業協同組合から建設会社への融資額を控除した金額）において、債権譲渡先の転貸融資と併せて金融機関が元請建設業者に対して行う。
- ⑥(株)建設総合サービス又はジェイケー事業協同組合と西日本建設業保証(株)は、工事完成後、公共工事発注者（本市）が支払った工事請負代金からそれぞれの融資額を精算の上、元請建設業者に残余を返還する。

7 支払計画等の提出

元請建設業者は、(株)建設総合サービス又はジェイケー事業協同組合からの融資及び保証事業会社の保証による融資を受ける際に、融資申請時までの下請負人等への支払状況及び当該工事に関する融資に係る借入金の下請負人等への支払計画等を(株)建設総合サービス又はジェイケー事業協同組合に提出し、(株)建設総合サービス又はジェイケー事業協同組合において確認を行います。

8 譲渡債権が担保する範囲

本制度に係る譲渡債権は、(株)建設総合サービス又はジェイケー事業協同組合の建設業者に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が元請建設業者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、(株)建設総合サービス、ジェイケー事業協同組合又は保証事業会社が元請建設業者に対して有するその他の債権を担保するものではありません。

9 保証事業会社による金融保証

本制度に係る保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、元請建設業者が金融機関から公共工事に関する資金の貸し付けを受ける場合において、保証事業会社が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 19 条第 1 号の規定に基づき、その債務を保証します。

なお、保証範囲は、当該公共工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び(株)建設総合サービス又はジェイケー事業協同組合から元請建設業者への融資額を控除した金額の範囲内とします。

10 備考

申請手続等については「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱要領」を参照してください。また、地域建設業経営強化融資制度のご利用を検討される場合は、事前に契約課にご相談ください。

11 実施時期

本制度は、平成21年7月1日から、当面、令和13年3月末までの措置として実施します。